

令和7年度 群馬県 主任介護支援専門員研修 実施要綱

1. 研修目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会（群馬県指定研修実施機関）

3. 受講対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者で、申込み時点において別紙1：『令和7年度主任介護支援専門員研修：受講対象者について』に該当する者

4. 募集定員

150名

【定員を超過した場合】

・『居宅介護支援事業所の管理者である者』を優先的に受け入れるものとする。

5. 研修内容及び日程

全日程をオンライン(e-ラーニング及びZOOM演習)により実施します。

①e-ラーニング：ご自身の都合の付く日程で科目毎の講義動画を視聴していただきます。

②ZOOM演習：指定された日時に講師による講義/演習を受講していただきます。

◇詳細な日程については別紙2：『令和7年度主任介護支援専門員研修・日程表』を参照

6. 受講料

47,000円

※納付方法・納付指定期間等については受講決定後に案内します。

※納入済の受講料は返金できません。

7. テキストについて

研修ではテキストを使用し講義・演習を行います。そのため、受講が決定された方については研修で使用するテキストを各自で購入していただきます。

使用するテキストのご案内は受講決定通知時に改めて行います。また、使用するテキストの購入代金については受講料とは別途必要となりますので、予めご了承ください。

8. 受講申込方法・提出期限

(1) 申込方法

以下の通り『2段階の手続き』を行ってください。Ⅰ・Ⅱ両方の手続きを完了していない場合、申込とみなしません。

Ⅰ. 群馬県社会福祉協議会HPの研修ページから申込フォームに必要情報を入力する
<URL> : <https://www.g-shakyo.or.jp/department/jinzai/keamane/69177.html>

<トップページから行く場合>

- ① 県社協 HP トップに行く『<https://www.g-shakyo.or.jp/>』
- ② ページ上段の『部署から探す』⇒『福祉人材課』へと移動
- ③ ページ下段の『福祉の職場で働く方の研修』⇒『介護支援専門員研修』へと移動
- ④ ページ中段『令和7年度主任介護支援専門員研修の開催について』へ
- ⑤ ページ内の『申込フォームはこちら』ボタンをクリック

Ⅱ. 必要書類を揃えて研修事務局宛に郵送する **※FAX 不可**

⇒選択した受講要件によって必要な書類は異なります。

⇒【様式0】提出票を用いて書類の不備・不足が無いことを確認し、ご提出ください

※提出票、申込様式及び添付書類、事例作成様式は上記HPにてご確認ください。

※事例作成時には上記HPに掲載の『主任介護支援専門員研修:提出事例作成上の注意点』を必ず確認してください。

(2) 申込受付期間

◇**申込は先着順ではありません。**

⇒入力情報・提出書類に誤りのないよう確認の上お申し込みください。

【申込フォーム】 令和7年4月11日(金) 23:59 までに入力完了

【提出書類の郵送】 令和7年4月11日(金) までに郵送 **※当日消印有効**

(3) 郵送書類の提出先

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6階

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉人材課 介護支援専門員 **主任研修担当**

※宛先部署を間違えないようご注意ください

9. 受講決定について

別紙1:『令和7年度主任介護支援専門員研修:受講対象者について』に記載の通り、提出された居宅サービス計画等について利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できているか審査を行い、受講を決定します。

受講決定者につきましては、『受講決定通知』を送付します。

受講不可者につきましては、『受講不可通知』を送付します。

◇**通知発送予定日:令和7年5月16日(金)**

※**5月26日(月)**までにいずれの通知も届かない場合は、群馬県社会福祉協議会福祉人材課・介護支援専門員研修担当まで電話連絡(027-255-6035)を行ってください。

10. 受講の無効及び研修修了の取り消し

研修受講申込の審査にあたっては、事業者データと照合する等確認作業を行い、事実上反し虚偽又は不正の事実があった場合は受講を取り消すこともあるため、留意のうえ記入してください。

また、研修中の受講態度に不適切な行為等があった場合は、その時点で当該受講の決定を取り消し、研修を修了している場合には修了の決定を取り消すものとします。

現在、主任介護支援専門員の資格を既に有しており、当該研修の最終日まで主任介護支援専門員の有効期間がある場合は、主任介護支援専門員研修の申込みはできません。研修修了後に発覚した場合は、主任介護支援専門員研修の修了証明書が無効になります。

11. 修了証明書について

- (1) 全日程を受講し、習得状況を確認したうえで修了証明書を交付します。
- (2) 修了証明書の有効期間は5年間です。

12. 個人情報の取り扱いについて

受講申込書及び添付書類の記載事項は、群馬県主任介護支援専門員研修の運営（受講資格確認、名簿登録、修了証明書発行業務を含む）以外の目的には使用いたしません。

13. その他

本課程(主任介護支援専門員研修)を修了しても、介護支援専門員資格の更新に必要な研修は免除されません(本研修の修了証を用いて資格更新を行うことはできません)。

13. 問い合わせ先

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 福祉人材課 介護支援専門員研修担当
TEL 027-255-6035 FAX 027-255-6040